

京都市会訓令甲第1号

市会事務局

市会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年4月5日

京都市会議長 卷野 渡

第3条第8号中「決定等」の右に「のうち重要なもの」を加え、同条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同条第10号中「情報公開審査会」を「京都市会情報公開審査会及び京都市個人情報保護審査会」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「公開」の右に「並びに個人情報の開示、訂正及び利用停止」を加え、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち重要なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち重要なものに関する事。

第4条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関する事。

第4条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 京都市会情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関する事。

第5条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 京都市会情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等の

うち軽易なものに関すること。

- (6) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(市会事務局政務調査課)